

1	第1 設問1
2	
3	1 私がXの訴訟代理人となった場合、自らのDNA型情報が国
4	により保管され続ける根拠となる法5条は自己情報コントロール
5	権としてのプライバシー権の侵害であり、憲法13条後段に違反し
6	て違憲無効であると主張する。
7	
8	2 憲法上、明文のない権利であっても、人格的生存に不可欠
9	な権利と評価できるものについては、「幸福追求に対する国民の
10	権利」として保障される(憲法13条後段)。
11	
12	DNA型情報は個人識別情報であり、犯行現場に遺留された場
13	合、その場所にいたことが判明することになる。また、血縁者間の
14	類似性から血縁者を捜査に巻き込むおそれもある。そのため、た
15	とえ個人の機微に関する情報を含んでいなかったとしても、プライ
16	バシーとしての要保護性は高い。
17	
18	したがって、自己のDNA型情報の保管や管理を行うことは、人
19	格的生存に不可欠な権利と評価でき、自己情報コントロール権と
20	して憲法上保障される。
21	
22	3 ところが、法5条は被疑者DNA型記録を犯罪鑑識官が保管
23	することとし、自己のDNA型記録を自由にコントロールできない状
24	態となっており、自己情報コントロール権を制約している。
25	
26	4 上述したようにDNA型情報は要保護性の高いプライバシー
27	であり、その情報をコントロールする権利は重要である。ところが、
28	法5条によればDNA型情報の採取の原因となった犯罪の刑期が

1	終了した後においても、依然として保管されつづけることになるの
2	であるから、自己情報コントロール権の侵害の程度は大きい。した
3	がって、「公共の福祉」(憲法13条後段)による制約として正当化
4	されるか否かは、①目的が必要不可欠であり、②手段が必要最
5	小限度であるといった厳格審査基準によるべきであると解する。
6	DNA型を保管する目的は犯罪捜査に資することである(法1
7	条)。たしかに、この目的は必要不可欠である。しかし、刑期を終
8	えた後も保管し続けることには合理性はない。また、新たな犯罪
9	の捜査のために必要というのであれば改めて採取すればよい。し
10	たがって、目的達成のための必要最小限度の制約とはいえない。
11	よって、「公共の福祉」によって正当化されない。
12	5 以上により、法5条は自己情報コントロール権を侵害し、違
13	憲無効である。
14	第2 設問2
15	1 DNA型情報をコントロールする権利は憲法上の権利か
16	(1) 国としては、DNA型情報は個人の機微に関わる情報を
17	含んでいるわけではないので、プライバシーの権利としての要保
18	護性は高くなく、かかる情報をコントロールする権利は人格的生存
19	に不可欠とはいえないので憲法上の権利とは評価できないと反論
20	することが想定される。
21	(2) 私見としては、Xの訴訟代理人の主張のように人格的生
22	存に不可欠な権利は幸福追求権として憲法13条後段で保障され

1	ると解した上で、要保護性の高い自己情報についての保管や管
2	理をコントロールする権利は人格的生存に不可欠な権利として憲
3	法上保障されると解する。
4	そして、DNA型情報は国の反論にあるように個人の機微に関
5	わる情報を含んでいないとはいえ、Xの訴訟代理人の主張のよう
6	に犯罪現場にいたという情報が明らかになり、また捜査過程で対
7	象者の血縁者も巻き込むおそれがあることからすれば秘匿性の
8	高い情報として高い要保護性が認められる。
9	したがって、DNA型情報をコントロールする権利も人格的生存
10	に不可欠な権利として憲法13条後段で保障されると解する。
11	2 憲法上の権利の制約はあるか
12	(1) 国としては保管された被疑者DNA型情報は厳格に管理、
13	保管されており(法5条2項, 法11条, 12条1号, 法13条3項),
14	DNA型情報管理委員会によって抹消されることもあることからす
15	れば自己情報コントロール権を制約しているとはいえないと反論
16	することが想定される。
17	(2) 私見としては、自身のDNA型情報が捜査機関によって
18	保管され続けること自体が自己情報コントロール権の制約といえ
19	ると解する。よって、憲法上の権利の制約は認められる。
20	3 制約は「公共の福祉」によって正当化されるか
21	(1) 国としては、個人の機微に関わるような情報ではなく、ま
22	た、上述したように厳格に保管され目的外利用が禁止されている

1	上、今まで漏えい等は起こっていないことからすれば、価値の高
2	い権利の重大な制約とは評価できず、①目的の正当性、②手段と
3	の合理的関連性があれば正当化されると反論することが想定さ
4	れる。さらに、国としては以上を前提とし、犯罪捜査という目的は
5	正当で、性犯罪は再犯率が高いことからすれば刑期が終了した
6	後もDNA型情報を保管することには合理的関連性があるため、
7	制約は正当化されると反論することが想定される。
8	(2) 個人の機微に関する情報でないことは反論のとおりであ
9	るものの、刑期を終えた後も保管され続け、本人が情報をコントロ
10	ールできない状況が続くことは制約として小さいとはいえない。そ
11	こで、①目的が重要で、②より制限的でない他に選ぶ手段が
12	ない場合に限り、制約は正当化されると解する。
13	法の目的は重要である。問題は手段である。国の反論のように、
14	性犯罪は再犯率が高い。そのため、刑期が終わった後もDNA型
15	情報を保管しておくことは目的達成に役立つ。また、たしかにDN
16	A型情報が厳格に管理され漏えいしたことはなく、DNA型管理委
17	員会による抹消もありうるので情報コントロール権の制約は低い
18	ようにも思われる。しかし、別件の被疑者となった場合には再度、
19	DNAを採取すれば足りることから、より制限的でない他に選ぶ
20	手段があるといえる。よって、「公共の福祉」によって正当化され
21	ない。
22	4 以上により、法5条は違憲無効である。 以上